

平成江戸川版現代語訳「国立公園法解説」(上)

中島 慶二

江戸川大学教授／国立公園研究所長

1 はじめに

わが国の国立公園制度が誕生したのは昭和6年、それから87年が経過し、根拠法の名称が当初の「国立公園法」から「自然公園法」と変更された昭和32年から数えても、今年で54年を経過した国立公園制度の内容は、時代の流れとともに大きく変化してきた。とはいえ現在の国立公園制度の骨格は、当初の「国立公園法」をおおむね踏襲した「自然公園法」を基礎として発展してきており、今後もわが国の国立公園制度の内容を検討する際には、国立公園法制定当時の政策担当者の思考と、政府部内で検討された結果である法律条文を再度検討することには一定の意味があると考えた。

今回現代語訳を試みた「国立公園法解説」は、法律条文だけではなく、法律の立法担当者が条文ごとにその立法趣旨を解説したものである。当時の状況や検討経過、社会背景なども伺い知ることができる日本の国立公園を知る上で貴重な資料であり、これからも国立公園の研究には欠かせない第一級の資料といえる。

しかしながら、この資料を読むには使用漢字が旧字体であったり、文体が古く、すんなりと文意を飲みこめなかったりと多少骨が折れる。国立公園研究者のみならず、行政実務に携わる者が参考とするためにも、広く読まれるべきこの資料を現代語訳することには意義があると考え、試みた。

現代語訳に使用したのは、国立国会図書館デジタルコレクションとして、オンライン公開されている資料である。
(<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/detail/R300000001-I000001206586-00>)

今回は、全体の約半分強、第一編全部と第二編第七章までを掲載する。次回には、残りの第二編第八章から同第十七章までを掲載する予定である。

現代語訳などと大層な言い方をしているが、筆者は国語や近代文の専門家ではなく、法律用語や役所用語に慣れている現代人というだけであり、つまりは単に自分が読み下した読み方、文意を変えずに公務員が使用する現代文に近くなるよう体裁を整えたということである。

これが現代語訳の決定版というわけでもないので、平成江戸川版という限定をつけている。したがって、読者にはこの平成江戸川版現代語訳「国立公園法解説」は、参考文献として利用するにとどめ、法律の解説としての引用などは、必ず原典である「国立公園法解説」から行うことをお願いしたい。

2 平成江戸川版現代語訳「国立公園法解説」(上)

(中表紙)

法学士伊藤武彦著 「国立公園法解説」 国立公園協会発行

序文

わが国の国立公園指定にあたって、先ず決定すべき問題は、早急な法制定であり、当協会が早くからその必要性を主張してきた国立公園法であるが、ついに昭和6年4月1日をもって公布され、同年10月1日をもって施行されることになった。

このことにより、わが国の国情を踏まえた国立公園制度が確立し、行政や国民が従うべき国立公園の大綱が明らかにされたのである。

そもそも国立公園は地方の公園とは異なり、その大風景地の保護や開発は、国民全体に関係する事柄である。したがって国立公園の指定及び管理は、国立公園の関係者はもちろん、一般国民の関心事でなくてはならない。

そのため当協会は、政府当局者として国立公園法の立案制定に関わった、内務省保健課長の伊藤武彦氏に同法の概要について、わかりやすい解説の執筆を依頼し、ここに出版の運びとなった次第である。本書が国立公園制度に対する国民の理解を進めることに役立つことができれば幸いである。

昭和6年12月 国立公園協会

国立公園法解説 目次

訳註 原本には各行に掲載ページが記されているが、混乱を防ぐため省略した

緒言

第一編 総論

第一章 序論

- 第一節 国立公園法の沿革
- 第二節 国立公園法の目的
- 第三節 国立公園法の効力

第二章 国立公園の概念

- 第一節 国立公園の意義
- 第二節 国立公園と史蹟名勝天然記念物及び保安林との制度上の差異
- 第三節 現行法令における公園と国立公園との関係

第三章 外国の国立公園の概観

- 第一節 アメリカ合衆国の国立公園
- 第二節 カナダの国立公園
- 第三節 イタリアの国立公園
- 第四節 その他の諸国における国立公園

第二編 各論

第一章 国立公園の指定(第一条)

- 第一節 国立公園指定の意義
- 第二節 国立公園の区域
- 第三節 国立公園委員会の性質
- 第四節 国立公園の選定

第二章 国立公園計画及び国立公園事業の意義(第二条)

- 第一節 国立公園計画の意義
- 第二節 国立公園事業の意義

第三章 国立公園計画及び国立公園事業の決定(第三条)

- 第一節 国立公園計画及び国立公園事業の決定の方法
- 第二節 国立公園計画及び国立公園事業の決定の効果

第四章 国立公園事業の執行者(第四条)

- 第一節 行政官庁が執行者である場合
- 第二節 公共団体が執行者である場合
- 第三節 行政官庁や公共団体ではない者が執行者である場合

第五章 国立公園事業の費用(第五条)

- 第一節 国立公園事業の費用負担者
- 第二節 公共団体の費用分担
- 第三節 国庫補助

第六章 国立公園の施設の管理(第六条)

- 第一節 国立公園の施設の管理者
- 第二節 国立公園の施設の管理費の負担者

- 第三節 国立公園の施設の管理に対する統制
 - 第四節 国立公園の管理と国立公園内の国有地の管理
 - 第七章 占用料または使用料(第七条)
 - 第一節 占用料または使用料の性質
 - 第二節 占用料または使用料の徴収方法
 - 第三節 占用料または使用料の帰属
 - 第八章 特別地域の公用制限(第八条)
 - 第一節 特別地域の意義
 - 第二節 特別地域の公用制限の内容
 - 第三節 本法による許可処分と他の法令による許可処分との関係
 - 第四節 特別地域の免租
 - 第九章 国立公園の保護利用のためにする公用制限(第九条)
 - 第一節 公用制限の目的と限界
 - 第二節 公用制限の内容と形式
 - 第三節 公用制限による損害補償
 - 第十章 原状回復命令(第十条)
 - 第十一章 実地調査のためにする公用制限(第十一条)
 - 第一節 実地調査のためにする土地立ち入りその他の行為
 - 第二節 実地調査のためにする土地立ち入りその他の行為に因る損害補償
 - 第十二章 国立公園委員会の組織及び権限(第十二条)
 - 第十三章 訴願(第十三条)
 - 第十四章 行政訴訟(第十四条)
 - 第十五章 罰則(第十五条)
 - 第十六章 職権委任(第十六条)
 - 第十七章 本法施行の期日(附則第十七条)
- 附録 関係法規
- 国立公園法(昭和六年四月一日法律第三十六号)
 - 国立公園法施行期日の件(昭和六年九月十九日勅令第二百四十一号)
 - 国立公園法施行令(昭和六年九月十九日勅令第二百四十二号)
 - 国立公園法施行規則(昭和六年九月十九日内務省令第二十五号)
 - 国立公園委員会官制(昭和六年九月十九日勅令第二百四十三号)
 - 土地収用法中改正法律(昭和六年四月一日法律第五十三号)

国立公園法解説

法学士 伊藤武彦著

緒言

国立公園法の制定と、わが国独特の国土と国情に適した国立公園を設定することは、国民の長年にわたる要望であったが、ようやくその機が熟し、去る第59帝国議会に国立公園法案が提出され、議会の協賛を得て昭和6年4月1日に公布された。ここに初めてわが国の国立公園の基本制度が誕生したのである。

振り返れば、わが国に国立公園設置問題が提唱されたのは、今から20年ほど遡るころであるが、当時はまだ国立公園に関する明確な概念がなく、その制度の輪郭に至っては全く分かっていなかった。国立公園と都市公園を混同したり、ただ漠然と「国家的公園」という意味で捉えられていたにすぎない。

国立公園の概念や、制度の方針がやや明瞭になってきたのは昭和5年1月、内務省に国立公園調査会が設置されてからであり、その審議によって国立公園制度の大綱が概ね明らかになり、これに基づいて国立公園法が成立した。

さらに、本法の施行期日が昭和6年10月1日と定められたことに伴って、法の施行に必要な同法施行令、施行規則、国立公園委員会官制が公布され、同法が完全に実施されたことによって、ようやく国立公園は実現することになった。この機会に、国立公園制度の趣旨を明らかにすることは意義があると考え、国立公園法の大意について極めて平易に、条文に沿って解説する。

第一編 総論

第一章 序論

第一節 国立公園法の沿革

国立公園法の制定で国立公園の基本的な制度が確立したが、それはわが国初めての全く新しい制度で、これまで多くの人々によって多大な努力がはらわれた。

わが国の国立公園設置運動の歴史を顧みれば、今から20年前、すなわち明治44年の第28帝国議会に、「日光ヲ帝国公園トナスノ請願」が提出され、採択されたのがこの運動の初めである。その後、国立公園の実現への国民の要望はますます強くなり、国立公園、国立公園調査機関の設置等に関する建議や請願は、ほとんど毎回の国会にてかなりの数に上り、第59帝国議会までに200件にもなろうかという状況で、国民の国立公園に対する期待がいかに大きいかかわかる。

政府においても、国立公園の施設は、国民の保健・休養・教化、並びに国民経済上の大きな重要性と、将来わが国に国立公園を設置する必要性を認め、大正10年から、優れた自然の資質、土地の分布等を検討し、全国で16か所の国立公園候補地の基礎的調査に着手し、昭和3年度をもって一応の調査が完了した。

一方、全国に多数の国立公園協会・国立公園期成同盟が発足し、国立公園の設置に関する民間の運動は熾烈を極めることとなった。その中でも、国立公園協会は国立公園設置運動の中心をなし、世論の喚起と普及に貢献したことは特筆に値する。

この間、国民の間には、景勝地に旅行し、雄大な自然に抱かれ、その恵みに浴することが盛んになってきた。最近では国立公園候補地の中でも、年間利用者が2～30万人に上るところも少なくない。そして、その利用者のために道路や宿泊施設の整備が必要となってきており、地方の国立公園設置運動は、政府の対策を待ちきれず、漫然と施設整備を始めるような状況となり、すでに利用計画を作成して、将来の基礎を作り、国立公園が設置されるように仕向けようとしている例もある。

したがって今、国立公園の基本的政策を確立しなくては、将来の国立公園計画や事業に支障をきたすことになりかねない。また一方では、近年の産業の発達に伴い、国立公園候補地である、かけがえのない自然風景地の核心地域を破壊してしまうような事例も発生してきている。今、国土計画の理想に基づき未来に渡る天然公園としての保護地域を決めておかなければ、将来に禍根を残すことになりかねない。

加えて、国立公園を通じわが国が有する独特な天与の大風景を、広く外国人に利用させることは、他の観光施設との相乗効果によって我が国の様子を海外に紹介することにもつながる。それらは国際親善上の効果があり、さらには対外赤字の改善にもつながると考えられる。

このような情勢にかんがみ、国立公園に指定すべき地域の決定、施設の経営、法規の制定など、国立公園政策の大方針を樹立し、各省関係者や、学識経験者を網羅する調査会を組織する必要性を認め、昭和5年1月14日の閣議決定を経て、内務省に国立公園調査会を設置することとなった。

しかしこの調査会は永続的なものではなく、国立公園の施行に伴い、新たに設置される国立公園委員会成立までの暫定的な機関である。

第1回国立公園調査会総会は、昭和5年7月11日に開催され、まず下記調査項目を決定し、次に国立公園の選定に関する特別委員11名及び国立公園制度に関する特別委員9名を指名し、それぞれ調査審議を付託した。

国立公園調査項目

- 一、国立公園選定方針
- 一、国立公園の設定運用
- 一、国立公園の施設

- 一、国立公園事業の執行と費用の負担
- 一、国立公園の管理と費用の負担
- 一、国立公園保護利用に関する制限
- 一、国立公園と各省との関係
- 一、国立公園法要綱

国立公園制度に関する特別委員会は、男爵藤村義朗氏を委員長とし、内務省当局の原案について、昭和5年7月17日から10月12日にかけて前後10回の熱心な討議の結果、次のような国立公園法要綱、同法施行令要綱並びに各省協定事項の成案が完成し、同年10月31日第2回国立公園調査会総会が開催され、特別委員長の報告の通り決定した。

国立公園法要綱

第一 本法を適用すべき国立公園は、国立公園委員会の意見を聞き区域を定めて内務大臣が指定すること

前項の区域は御料地、国有地、公有地または私有地に対して指定することができること

第二 国立公園計画、国立公園事業及びその執行者または施行者は、国立公園委員会の意見を聞いて内務大臣が決定するものとする

第三 国立公園事業は行政官庁が執行するものとする

内務大臣が特別に認めるときは、地方公共団体に国立公園事業の一部を執行させることができるものとする。行政官庁以外のものは、勅令の定めに従って、内務大臣の特許を受け、国立公園事業の一部を執行することができるものとする

第四 国立公園事業の執行または施行に要する費用は、行政官庁が執行する場合は国、地方公共団体が執行する場合はその地方公共団体の負担とする

内務大臣が特別に認めるときは、国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させることができるものとする

国立公園事業の執行に要する費用の一部は国庫から補助することができるものとする

第五 国立公園は内務大臣が管理すること

国立公園の執行により生じた財産はその事業執行者がこれを管理すること。ただし内務大臣が特に認めた場合は指定した地方公共団体に管理させることができるものとする

第六 第五第二項の規定による管理費用は行政官庁が管理する場合は国、地方公共団体が管理する場合はその地方公共団体の負担とする

第七 国立公園に属する内務大臣所管の公共用または公用の国有地または国立公園の事業の執行により生じた財産の管理者はその占有または使用につき占有料または使用料を徴収することができるものとする

前項の財産の占有料または使用料はその管理費用を負担するものの収入とする

第一項の占有料または使用料は管理者国税滞納処分の例によりこれを徴収することができるものとする

第八 内務大臣は国立公園委員会の意見を聞き国立公園の風致維持のためその区域内に特別地域及び普通地域を指定することができるものとする

前項の特別地域において、一定の行為を行おうとするものは定められた手続きにより内務大臣の許可を受けなくてはならない

内務大臣は前項の許可の際、国立公園の保護利用上必要な条件を付すことができる

第九 内務大臣は国立公園の保護利用のために必要と認めるときは一定の行為を禁止し又は必要な措置を講ずることを命令することができる

前項の規定による命令によって損害を被った私人に対しては勅令の定めにより補償すること

第十 内務大臣は第八第二項の規定、第八第三項の規定の条件または第九第一項の命令又は処分に違反したものに対して原状回復を命令することができる

第十一 国立公園事業に関して実地調査のため必要があるときは地方長官の許可を得て他人の土地に立ち入り、目標を設置し、支障木を伐採することができる

国立公園または国立公園事業に関し行政官庁において実地調査のため必要と認めるときは、地方長官に通知して前項の行為を行わせることができる

前二項の場合において損害が生じたときは、勅令の定めにより補償すること

第一項第二項の場合はその旨をあらかじめ土地所有者に通知すべきであること

第十二 道路、園地、広場、運動場、野営場、宿舎その他勅令により指定する国立公園事業のため必要な土地及び土地の定着物またはこれに関する権利はこれを収用または使用することができるものとする

前項の収用または使用については第二の規定による事業決定をもって土地収用法の事業認定とみなすこと

第一項の規定による収用または使用に関しては、第二項の規定を除き土地収用法を適用すること

第十三 国立公園委員会の組織及び権限に関する事項は勅令によって定めること

第十四 本法または本法に基づいて発する命令に規定する事項について、行政官庁が行った処分に不服があるものは、訴願することができること

本法により行政裁判所に出訴することができる場合においては内務大臣に出訴することができないこと

第十五 本法または本法に基づいて発する命令に規定する事項について、行政官庁が行った違法な処分により権利の侵害があったとするものは、行政裁判所に出訴することができるものとする

第十六 第八第二項の規定もしくは第八第三項の条件に違反したものは第九第一項の規定による命令又は処分に違反したものは六月以下の禁錮もしくは二百円以下の罰金または拘留または科料に処すること

第十七 内務大臣は命令の定めるところにより本法または本法の規定による命令に規定する職権の一部を地方長官に委任することができるものとする

附則

本法の施行は勅令をもって定める

国立公園法施行令要綱

第一 国立公園法要綱第三第三項の特許を受けようとするものは事業計画書及び図面を添えて内務大臣に申請すること

第二 内務大臣は特許に国立公園計画上その他公益上必要な条件を付すことができるものとする

第三 国立公園事業執行者または施行者がその事業を行おうとするときは、実施設計書及び図面を添えて内務大臣の承認または認可を受けること

第四 国立公園区域内の国有地については主管の大臣と内務大臣が協議してその管理大臣を定めること、その管理換えを行うときはさらに大蔵大臣に協議すること

第五 国立公園に関する財産の管理者は、その管理方法を定め内務大臣の認可を受けること

第六 特別地域において次の各号に掲げる行為を行おうとするものは、国立公園法要綱第八第二項の規定により内務大臣の許可を受けること

- 一 工作物の新築、改築又は増築
- 二 水面の埋立または干拓
- 三 木竹の伐採
- 四 広告物、看板その他これに関する物件の設置

第七 特別地域内において次の各号に掲げる行為を行おうとするものは、その行為の日から14日以前までに内務大臣に届け出ること

- 一 開墾、土石の採掘その他土地の形状の変更
- 二 木竹の植栽
- 三 家畜の放牧
- 四 水産動物の採捕又は養殖

第八 普通地域内において第六または第七の各号に掲げる行為を行おうとするものは、その行為の日から14日以前までに内務大臣に届け出ること

第九 第六から第八までに掲げる行為であってあらかじめ内務大臣の認可を受けた事業計画に基づいて行われるもの及び風致維持に影響を及ぼす恐れがないものについては許可を受け又は届出を出す必要はないこと

第十 行政官庁が第六に規定する行為を行う場合は内務大臣の承認を受けること

行政官庁が第七または第八に掲げる行為を行う場合は内務大臣に通知すること

第十一 国立公園法要綱第九第二項または第十一第三項の規定により補償すべき損害は通常生ずべき損害に限ること

第十二 国立公園法要綱第九第一項または第十一第二項に基づく補償は政府が行うこと

前項の規定は法要綱第九第一項の命令又は同法要綱第十一第二項に行為を行った日から三月以内に行うこと

前項の補償を受けるべきものが補償金額に不服があるときは、金額決定通知を受けた日から三月以内に、前項の期間内にその決定通知を受けなかった場合はその期間が経過してから三月以内に通常裁判所に出訴することができるものとする

第十三 国立公園法要綱第十一第一項に基づく補償は、その行為を行ったものが行うこと

前項の補償の金額について協議が整わず、または協議できなかったときは、地方長官がこれを裁定すること

前項の裁定に不服があるものはその通知を受けた日から三月以内に通常裁判所に出訴することができるものとする

第十二第三項及び前項の場合においては訴願することも、行政裁判所に出訴することもできないものとする

第十四 法要綱第十一第一項の行為を行おうとするものは地方長官の許可証を、同法要綱第十一第二項の行為をなす当該行政官は、その許可証を携帯して関係者の請求があったときは示すこと

第十五 橋梁、埠頭、水道、下水道、博物館、動植物園及び防火施設は国立公園法要綱第十二第一項の規定によって指定すること

第十六 第七または第八の規定に違反したものは百円以下の罰金または拘留または科料に処すること

附則

本令は国立公園法施行の日から施行すること

国立公園に関する各省協定事項

宮内省関係

イ、国立公園の指定、計画又は事業であって御料地に関係するものは国立公園委員会に付議する前にあらかじめ宮内省の承認を得ること

ロ、国立公園事業たる旅館、休憩所、運動場、道路等の敷地に必要な御料地については当局の事業上支障がない限り、貸付その他の方法で施設に支障がないようにすること

ハ、風致その他公園の主要目的のため必要な土地であって御料地としての必要がない場合は譲渡の協議を行うこと
ニ、御料地経営のためにおく施設であって国立公園の目的にも供用しうるものは当局の事業上支障がない限り使用させること

ホ、御料林の施業の方針は施業案決定前にその概要を内務省に協議すること

大蔵省関係

イ、国立公園の指定及び計画であってその区域内の国有地に関係があり、国有財産法上の協議が必要なものについては国立公園委員会に付議する前にあらかじめ大蔵省に協議すること

ロ、大蔵省所管の国有地は内務省に所管換えすること。ただし、大蔵省において管理すべき特別の理由がある場合は内務省と協議の上大蔵省に留保すること

ハ、前号但し書きにより大蔵省に留保した雑種財産の土地を処分するときは、あらかじめ内務省に協議すること

文部省関係

イ、国立公園法要綱第二により、内務大臣が計画及び事業の決定を国立公園委員会に付議する場合、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき指定されたものがあるときはあらかじめ文部省に協議すること

ロ、国立公園法要綱第八及び第九に基づく処分がなされるときは、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき指定されたものがあるときはあらかじめ文部省に協議すること

ハ、国立公園区域内において史蹟名勝天然記念物保存法第一条にかかる指定及び第四条に基づく命令又は処分を行おうとするときはあらかじめ内務省に協議すること

農林省関係

イ、国立公園の指定及び計画(地域、地区の設定、森林施業上必要な施設計画を含む)であって国有林野に関係があるものについては、国立公園委員会に付議する前にあらかじめ農林水産省に協議すること、なおこれによって農林

- 省が国立公園区域内の国有林野の施業案を編成、改定したときはその実施の前に内務省に通知すること、また国立公園計画に影響を及ぼす恐れがある施業計画を編成・改定しようとするときはあらかじめ内務省に協議すること
- ロ、行政官庁は、内務省の承認を要する行為であっても前号の施業案に基づく行為は、運用上、承認の手続きを必要としないものとして取り扱うこと
- ハ、国有林野内における旅館、運動場、野営場等の敷地を包含する集団施設地区に属する土地は内務省が管理すること
- ニ、前号の土地以外の国有林野における国立公園事業であって森林経営の目的に合致する事業については農林省が行うこと
- ホ、国立公園事業執行上必要な自動車道路の敷地の管理は前号の地域に関わらず内務省が行うこと
- ヘ、国立公園区域内の不要存置国有林野に属する土地であって国立公園計画上重要な土地の管理は内務省が行うこと、ただし、部分林、保管林、委託林、予約開墾地、長期貸付地を除く
- ト、前各号は国有林野以外の農林省所管国営地に準用すること
- チ、国立公園区域内の国有林の保安林編入解除を行おうとするときはあらかじめ地方長官から内務省に同意を得ること
- リ、国立公園区域内の国有林野を処分しようとする場合はあらかじめ内務省に協議すること

以上をもって、内務省は国立公園調査会の報告を適当と認め、調査会が調査決定した国立公園法要綱を骨子として国立公園法案を立案し、関係各省と協議を行い、第59帝国議会に政府案として提出される運びとなった。

そして昭和6年2月24日に衆議院本会議に上程され、18名の委員が付託され、八木逸郎氏を委員長として2月28日から3月9日まで5回にわたり政府当局と質問応答を重ね、原案通り満場一致で可決され、3月10日の本会議において委員長報告通り満場一致で可決された。

次いで3月11日、貴族院本会議に上程され、9人の委員付託となり、侯爵蜂須賀正韶氏を委員長とし、3月11日から3月24日までの3回、政府当局と質問応答を重ね、また満場一致で原案通り可決され、3月24日の本会議で委員長報告通り可決、確定した。

国立公園法はこのように超党派的な問題として国民的な支持のもと、御裁可を経て昭和6年4月1日に法律第36号として公布された。

次いで9月18日、本法の施行に必要な付属命令はすべて制定公布された。これによって、わが国における国立公園の基本的制度が確立し、公園行政の新しい局面が開かれた。しかも、その法規の構成は外国にも類を見ない、整然とした体系を備えていることは誇り得るものである。

このように、今後の問題は、ひとえに国立公園の具体的な箇所を選定にかかっているが、これについては新制度に基づく国立公園委員会に付議決定される段取りとなり、選定の方針については、国立公園調査会における特別委員の調査報告が役に立つだろう。

第二節 国立公園法の目的

国立公園法を制定した目的は、第59帝国議会において提案理由として示されたように、わが国の自然の大風景地を保護、開発して、一般国民に利用させやすくするための方策を講じて、国民の保健休養教化に資するため、という文化的側面と、外国人観光客の誘致に役立ち、対外債務残高の改善のために寄与する、という経済的側面にある。

国立公園は国民の保健休養教化を主目的としている。自然の山岳原野を歩いて野外の日光と大気に浴し、運動によって身体を鍛錬し、都市農村における煩雑な日常生活を脱してストレス解消を図り、あるいは自然の絶景からインスピレーションを得たり、壮大な野外教室として、自然現象や生物を観察し、知識を体得したりするようなことは、物質文明のストレスに悩む先進国共通の国民的要望であり、国立公園はそれを担う最も重要な文化的使命を担っているといえる。

さらに、国立公園は風景を資源とする一種の産業であって、いわゆる観光産業は現在各国が競ってその発展に努めているところである。わが国は殊に世界有数の風景国として定評があり、近年わが国に来訪する外国人は年間3万人から4万人に上り、消費額も5千万円に上ろうとしており、対外債務残高解消の重要項目とみなされている。

そのような外国人観光客の多くは、東京、日光、箱根、京都、奈良、雲仙等の一部を訪れているのみの状況であるため、国立公園を積極的に整備し、世界的にも特徴ある風景地として外国人に紹介し、滞在日数を増やすことができれば、対外債務残高解消にも役立つことになる。

すなわち、自然の大風景地を擁する地方は、産業資源として開発するのではなく、これを国立公園という風景資源として活用する方が、国家経済的にも有利かつ重要と考えられる。

国立公園地域は、自然が創った大風景で、かけがえのないものであるにもかかわらず、最近の経済の発展によって、ともすればその大風景を破壊するような事態がしばしば発生する為、その防止策には、法律の下で公用制限を定め、風景の保護を図る必要がある。

また、無計画に観光施設の経営に着手するケースがみられることを考えると、法律の下で国立公園事業を計画的に行うための基準を、早急に示す必要がある。

これらの理由に基づいて国立公園法が制定されたが、さらに進んで国立公園法は、将来的にはいわゆる国土計画の理想とし、国土装景に関する重要な意義を暗示するものといえる。

第三節 国立公園法の効力

国立公園法の効力に関して、土地に関する効力と、時に関する効力とについて簡単に解説したい。

土地に関する効力は、他の一般行政法規と同様に内地に限られ、植民地に対する効力はないことを原則とする。そのため法律を植民地に施行する場合は、別途これを施行すべき旨の勅令が必要となる。

また、国立公園法をそのまま施行することが困難である場合は、勅裁を経て、制令律令により規定することができる。そのため、朝鮮台湾等の植民地の国立公園については、拓務省及び植民地当局がそれぞれ研究し、朝鮮では金剛山、台湾では新高山について調査中であり、その結果を待ってこれらの土地にも施行するか否かを考える必要があるだろう。

時に関する効力については、法律不遡及の原則に基づき、実施以後より効力を生じ、その以前に及ばないのは当然である。そのため国立公園の施行期日が勅令をもって定められ、10月1日に施行することになったのである。

第二章 国立公園の概念

第一節 国立公園の意義

定義 国立公園トハ自然ノ大風景ヲ保護開発シ、国民ノ保健休養教化ニ供用スル為国ノ設定スル公園ヲ謂フ

国立公園の意義について、国立公園法の中には明文化されていないが、おのずと定まっている。つまり、主務当局である内務省において前記のような国立公園の定義を与え、その概念のもとに国立公園法を制定したのである。

新たにわが国に国立公園制度を創設するとき、わが国に生まれるべき国立公園をどのようにすべきであろうか。国立公園の発祥国であり、典型であるアメリカ合衆国に倣うべきか、カナダの国立公園を真似すべきか、ヨーロッパ諸国の国立公園に範をとるべきか、を考えることは実に重要な事項である。

国立公園の先達であるアメリカ合衆国では、1916年から国立公園行政を整備して、国立公園と国家記念物を厳格に区別し、消極的な自然保護を目的とする国家記念物とは異なり、国立公園は自然の大風景の保存保護を図ると同時に、積極的に公衆の利用のための開発を目的とし、以後、その存在感を保っている。カナダの国立公園は、国立公園と国家記念物を混同しており、存在意義が不明確となっている。ヨーロッパ諸国の国立公園は消極的な自然保護区域と同義であり、国立公園イコール国家記念物という幼稚な思想である。

国立公園調査会が制度を検討するにあたり、わが国はすでに消極的な自然保護を目的とする国家記念物の制度があることを踏まえ、これと区別して国立公園の概念を創設することが適当であるとし、その典型であるアメリカ合衆国の国立公園に倣って、保護開発という積極的な目的を持つ国立公園制度を採用することに決め、前記のように定義したのである。

国立公園は、自然の大風景を保護開発して国民に供用する公園である。すなわち、国立公園は人為的ではない天然の力で出来上がった、自然の国家的大風景を可能な限り永遠に保護し、国民の保健とその心身休養のために利用させ、国民にとって日常には体験しがたい偉大なインスピレーションを与えると同時に、観察・研究・鑑賞のため

に備えることを目的としている。

したがって、自然の大風景を保護することと、その公衆利用のために開発し施設を整備することは、国立公園の二大使命であり、国立公園の本質といえる。

また、国立公園は国が設定する公園である。すなわち主務大臣の指定によってその設定がなされ、国立公園の二大使命である保護開発の計画は国自らがあたり、その事業は国が自ら行うことを原則とする。

この点において国立公園は、地方公共団体が設定する公園と形式的に区別される。

第二節 国立公園と史蹟名勝天然記念物及び保安林との制度上の差異

国立公園の概念を明らかにするためには、現行法規上最も似通っている制度である、史蹟名勝天然記念物保存制度及び保安林制度との違いを述べるのがわかりやすいだろう。

史蹟名勝天然記念物保存法制は、現存する自然の消極的保存を目的とし、その運用は比較的小規模のものにとどまるが、その点国立公園法制にあつては風景地の消極的保存のみならず、風景の保護開発に関する計画、事業の執行等、積極的な目的を有する点が異なっている。

保安林制度の目的は、主として国土保全や産業保護であつて、国立公園とはその目的が異なる。また、保安林制度の中に風致林があるが、産業官庁の管理下にあり、国立公園のような大面積にわたる運用は不可能である。また風致林制度は、森林以外の河川、湖沼、原野、田畑等を対象とすることができないだけでなく、工作物に関する制限なども不可能である。

これに対して、国立公園制度は自然の大風景地であれば、森林であるか否かに関係なく、広範囲に適用でき、また風致の保護開発に関する積極的な整備を十分に行うことができる点においても異なっている。

第三節 現行法令における公園と国立公園との関係

国立公園は近代的立法に属するため、現行法令で公園という文字を使用した場合には、国立公園を含むか否かという場合には含まないと解するということになるが、本来法律の解釈は立法の精神を類推して解釈すべきもので、その法令において、公園の規定はそもそもどのような趣旨に基づくものかを検討し、もし国立公園法制定後にその法令が定められたものとすれば、国立公園について同様の趣旨の規定を置くか否かの判断によって決定すべきである。

もちろん、現行法令において公園が国立公園を含まないことが明瞭なもの、すなわち公共団体が設定する公園を意味するならば、問題を生じる余地はない。試みに、現行法令において公園の用語が国立公園をも包含する法令と、そうでない法令とを分類して挙げると以下のとおりである。

一、国立公園を含む法令

- 1 国有林野法第15条
- 2 要塞地帯法第15条
- 3 鉱業法第11条
- 4 明治39年内務省令第17号屠場の構造設備標準
- 5 森林法第7条
- 6 警察犯処罰令第2条及び第28条
- 7 運河法施行規則第3条及び第7条
- 8 地方鉄道法施行規則第11条
- 9 市街地建築物法施行令第4条及び第10条
- 10 市街地建築物法施行規則第19条、第121条、第129条及び第141条
- 11 家畜伝染病予防法第17条
- 12 瓦斯事業法施行規則第33条

二、国立公園を含まない法令

- 1 明治6年太政官布告第16条名所旧跡等庶民が遊覧する場所に公園を設置する件
- 2 大正3年法律第37号公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する件

- 3 狩猟法第11条
- 4 都市計画法第16条
- 5 特別都市計画法施行令第1条、第25条及び第27条

第三章 外国の国立公園の概観

国立公園(National Park)は、アメリカ合衆国を発祥とし、その後世界各国に影響を与え、それぞれの国土と国情に適した国立公園、またはこれに類する施設ができてきた。今その各国の国立公園の現状を概説することは、国立公園の概念を得るのに役立つだけでなく、将来、わが国の国立公園施設経営にも役立つと考えられる。

第一節 アメリカ合衆国の国立公園

アメリカ合衆国の国立公園は、単にその歴史が古いというだけでなく、最も施設が完備されており、すべての面で各国の模範になるものである。

アメリカ合衆国の国立公園政策について、その初期には国立公園と国家記念物とを区別せず総括し、国立公園と命名しながらも消極的な保存主義であったが、1916年より中央政府に国立公園担当行政組織を整備し、国立公園と国家記念物とを区別し、前者は保護と開発とを兼ね、後者は単なる保存をその目的とすることになった。

ここから国立公園の政策と事業が積極的になり、保存保護に対しての開発利用は極めて重大なる使命となり、今日にいたるのである。

イ、箇所

1872年イエローストーン公園の創設以来、最近までに少しずつ増えて22か所になっている。

ロ、面積

総面積 3303959町歩

1公園の平均面積 150180

最大の公園面積 874163

最小の公園面積 313

ハ、土地所有関係

国立公園の土地は、大部分が国有地であって、近年民有地に国立公園を設定する場合は地元の寄付を受けて国有地としてから国立公園に制定する方針をとっている。従来国立公園で私有地を多く含むものについては、全区域の35%に及ぶものがあり、まったく私有地を含まない公園は8公園である。

ニ、管理

内務省に国立公園局を設け、各国立公園それぞれに国の管理事務所を置き、国が直接管理している。国立公園の新設については、政府が任命する特別委員会の意見を聞き、法律に基づいて決定する方式をとっている。

アメリカ合衆国の国立公園の管理において特筆すべきは、国立公園内、または将来国立公園に編入される見込みの土地に対して水力電気、灌漑、用水他の風景保護と調和し得ない事業計画である場合には、徹底的にこれらを排除していることである。また最近では、国立公園区域には水力電気法を適用しないという法律を成立させている。

ホ、国立公園事業

国立公園事業の種類によって国が執行するものと、特定の国立公園会社に特許を出して執行させるものがある。この国立公園会社は国立公園ごとに創設させ、ホテル、乗合自動車等、公園利用に関する積極的的事业を政府のもとで経営し業績を上げてきた。そのため国は、主として公園の管理、道路の建設、維持管理等に注力している。ちなみに国立公園が初めて設置されてから約60年経過しているが、完成に近いものは6、7か所に過ぎず、他の公園はすべて開発の途中である。

ヘ、利用の状況

最近1年間の利用者数は240万人に達し、一公園平均の利用者数は12万4千人である。利用者数が最大なのは49万人、最小は650人である。

ト、経費

1904年から1926年の間に、アメリカ合衆国が国立公園に投じた経費は2060万ドル、その収入は488万ドル、最近1年間の経費は324万ドル、収入は70万ドルに達している。また、公園収入のうち約3分の2はマイカーの入園料であって、公園利用者総数のうち3分の2がマイカーで入園している事実は注目に値する。私人から支出された経費は不明であるが、国の経費よりもはるかに多いと思われる。

第二節 カナダの国立公園

カナダの国立公園は世界最大のジャスパー国立公園を有するばかりではなく、その公園管理機関として内務省に国立公園局を設置した点でも、アメリカに先鞭をつけており、ホテルその他の施設あるいは公園経営上においても、アメリカと比べてもその特色を誇りうるものがある。

イ、箇所

カナダの国立公園は1887年ロッキー山国立公園創設以来、今日まで随時増設され、動物保護並びに史跡保存のための公園を併せて総数19か所、このうち風景本位の国立公園は11か所である。

ロ、面積

総面積(風景本位の国立公園)3189531町歩

一公園の平均面積289957

最大の公園面積1180433

最小の公園面積7

ハ、土地所有関係

風景本位の大公園の土地はすべて国有地であるが、小公園及び史跡保存の国立公園の中には私有地を含むものがある。

ニ、管理

内務省に国立公園局を置き、各公園の管理機関としては国立公園委員会を設置して、国立公園の事務を所管させている。また、国立公園の新設については議会の協賛を経て法律によって決定する形式を採用している。

ホ、国立公園事業

国立公園事業の種類によって、国が執行するものと、民間に特許を与えて行わせるものがある。ただアメリカ合衆国に比べると、政府の直営事業は一層広く、かつ園内において市街地、別荘地等を設定して居住を許していることもアメリカとは異なり、かなり植民政策を加味して公園事業を行っている。また、ホテル、交通機関等についてもアメリカのような独占的経営を認めていない。ちなみにカナダにおける国立公園は現在完成に近いものは2, 3か所に過ぎず、他はすべて未開発の状態にある。

ヘ、利用の状況

1927年における公園の利用者総数は36万人で、一公園あたり最大は12万7千人である。

ト、経費

1912年から1930年までの国立公園の経費総額は1459万ドルで、収入は支出に対して2割程度である。なお、1930年度の国立公園経費は139万ドルに達した。

第三節 イタリアの国立公園

イタリア最初の国立公園は1923年に実現した。その実現に向けて中心的な役割を果たしたのは山岳会であるが、その他、天然保護協会、旅行協会などがある。

イ、箇所

1923年、アブルッツォ国立公園の設定以来、3か所が設立された。なお増設運動も盛んであるが、当局者はそれには耳をかさず、当面は既設の3か所の施設を充実させる方針のようである。

ロ、面積

一か所平均数万町歩である

ハ、土地所有関係

御料地、公有地、私有地等を主とする。これらの土地に関して、国立公園委員会は国立公園の保護利用上必要な私法上の権利を設定し、国立公園の区域を指定する方針を採用している。

ニ、管理

民有地を主とするもの、あるいは御料地を主とするものなど、それぞれの場合に適当な管理機関を設置することとし、民有地を主とする場合にあっては、法律に基づき国立公園委員会を管理機関として設立している。

ホ、国立公園事業

国立公園事業については、国と地方公共団体の他、山岳会、天然保護協会、旅行協会等が協力して順次努力しているが、国立公園設定後、まだ日が浅いため特筆すべきものはない。

ヘ、利用の状況

国立公園によって、民衆的利用を許しているものと一部の登山家、学者等に限られているものがある。

ト、経費

国立公園の管理費は国庫からの支出であって、一か所あたり年額数万円に及ぶ。

第四節 その他の諸国における国立公園

ヨーロッパ大陸において、名勝天然記念物等を産業その他の目的による破壊から守るための運動、あるいは野外の休養地、または天然公園としての適地を公衆保健の目的で、国または公的私人団体の手で保護する運動は、当時のアメリカ合衆国の国立公園に刺激されてその影響を受け、19世紀末より20世紀初頭にかけて緩やかに発達する機運にあり、イタリアのほか、スイス、オーストリア、ドイツ、スウェーデン、ノルウェーなどにおいて国立公園やこれに似た制度が実現している。

なお最近報じられたところによると、イギリスでも政府内に国立公園委員会を設置してその実現を考えているようである。

スイスにおいては自然の風景及び動植物の自然の生育状態が次第に悪化している傾向があるため、その保護のためにグリソンエンガディーン地域を調査した結果、1909年に保護区域が成立した。

今日では面積150平方キロメートルで、政府管理の下、国立公園委員会の手で管理している。名称も国立公園であるが、研究者のための施設であって決して公衆のための施設ではない。したがって、この種の保護区域を国立公園と命名するのは当を得ていないと言わざるを得ない。

スウェーデンにおいて、いわゆる国立公園と命名されているものは、総数13か所であって、スウェーデン科学学士院の管理に属している。この国の国立公園もまた一種の天然保護区域であるが、魚釣りは許されており、宿泊、旅行などに対して相当の便宜を図るなど公衆の娯楽・休養にも利用させる施設を備えているところを見ると、スイスの国立公園のような厳密な意義の保護区域とは異なっている。

ノルウェーの国立公園は5か所であって、国家機関によって管理されている国立公園ではなく、ノルウェー天然保存協会の管理による。

次に、ドイツ及びオーストリアにおいては、国立公園と名付けられているものではなく、これに近い性質を持つ天然保護公園がある。これは自然及び自然の景観を原始状態において保存し、絶滅の恐れがある動植物を保護し、避難させようとするものである。これらは、地方公共団体や個人の管理経営によるものである。

ヨーロッパ諸国の国立公園は上に述べたように、大体において消極的な天然保存を目的とするものが多く、積極的に保護開発を図るアメリカの後期国立公園のような、真の意味における国立公園は見出しがたいが、最近イタリアの国立公園が、アメリカの後期国立公園に近づこうとする傾向があるのが注目に値する。

ヨーロッパ諸国のこのような国立公園の体系は、その由来するところ、19世紀末から20世紀初頭におけるアメリカ合衆国前期国立公園、すなわち消極的な国立公園の影響を受けて発達したからである。また一面では、ヨーロッパには一般的に保護開発目的の積極的意義を有する国立公園が実現しがたい事情と理由がある。

すなわち、ヨーロッパは国土がくまなく開拓され、アメリカのような広大な原始の大風景を見つけることができない。元来、土地に関する種々の条件がアメリカとは異なり、国家がその風景地に干渉しなければならないほど、重要なものが残っていないというのがその実相である。

またスイスには、世界的風景地は広く存在しても、その多くは十分に風景地として開発されていて、特に地域を限って開発する必要が認められなかったからである。

このような事情の国において、国が計画管理すべき風景地が存在するものがあれば、それは国家記念物、又は天然保護区域で満足すべきものであるといえる。また、ヨーロッパ諸国はいずれも小国であり、ヨーロッパ全土がアメリカ一国にも及ばない小旅行区域である。そこにスイスのような、一大国立公園に相当する風景があるから、他

の国々においてはその種の施設は不必要、というべきである。

その点わが国にはそのような特殊事情はなく反対の状況であるから、ヨーロッパ諸国とは異なり、保護開発という積極的目的をもつ真の意義での国立公園制度を採用することができたのは幸いである。

第二編 各論

総論において、国立公園法の輪郭や国立公園の概念を明らかにしたので、以下本編においては国立公園法の各条につき、その規定の趣旨と意義を説明する。

第一章 国立公園の指定

第一条 国立公園ハ国立公園委員会ノ意見ヲ聞き区域ヲ定メ主務大臣コレヲ指定ス

主務大臣は、あらかじめ国立公園委員会の意見を聴き、区域を定めて国立公園を指定するものとする。

本条は国立公園設定の根本である国立公園の指定に関する規定である。つまり、その指定は主務大臣が区域を定めて行うが、関係者が非常に広範囲にわたり、その利害関係、影響範囲も重大であるため、国立公園委員会という主務大臣の諮問機関を設置して、広く関係者の意見を聞いた上で慎重に決定することが適当と考えたのである。

第一節 国立公園指定の意義

いわゆる国立公園の指定とは、国家が国立公園を設定する行政行為をいう。

つまりその指定は、具体的にどの地域を特定して国立公園とするのかという国権の発動である。国立公園は、これにより初めて誕生するのである。

このように、この指定は法律上から見れば一つの行政行為に過ぎないが、実質上から見れば極めて重要な意義を持つ。したがって、本法は最高行政官庁である主務大臣に国立公園を指定する権限を付与したのである。

本法の主務大臣とは、公園事務に関する主務大臣であって、内務大臣をさすことは当然である。なお、指定の形式は、主務大臣が国家の意思を決定し、官報で告示すれば足りる。その指定の変更も同様である。(施行令第一条)

次に、国立公園の指定の他に、史蹟名勝天然記念物保存法第一条のように、仮指定の規定を置く必要があるか否かは、立法論として問題である。

この点に関して、国立公園調査会でも検討されたが、その必要はなしと判断して、規定を置かなかつた。国立公園は史蹟名勝天然記念物に比べると、その数は極めて少なく、予め選定された場所であるから、直ちに本指定を行うことができる。

また仮の指定であっても必ず区域を定める必要があるため、手続き上は本指定と同様なので、いたずらに手続きを複雑にしてしまうことになり、要は却って煩雑となるため必要がないということである。

註 史蹟名勝天然記念物保存法

第一条 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然記念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二節 国立公園の区域

国立公園は、区域を定めて主務大臣が指定する。すなわち国立公園の指定には、同時に区域の画定を含んでいる。区域を定めることは国立公園法上の効果、例えば公園計画、公園事業、国立公園の保護利用上の制限禁止など、効果の及ぶ範囲を限定する点において重要な意義がある。

国立公園区域は、国立公園として適した国家的大風景地が広がっている範囲を画すべきものである。したがって、その区域が国家的大風景地の必然的条件で、広大な地域にまたがるであろうことは当然である。

つまり、国家的大風景地の形成地域である限りは、その区域を数府県に跨って定めることも差し支えなく、また水面についても陸地と同様に、必要に応じて国立公園の区域に編入することも支障がない。更に、国家的大風景と密接不可分の関係にある地域である限り、それが飛び地であっても、その区域に包含することについても問題はな

い。ただし、地方の要望を受け入れるため、国家的大風景地としての必然的範囲を超越してその区域を定める、といったことは、国立公園の品位を傷つけ、墮落させるものであり、厳に慎まなければならない。

国立公園の区域には、国有地の他公有地、私有地を包含することができる。国立公園内の土地は、すべて国有地をもって構成するか、あるいは国有地以外の土地については国が地上権、あるいは賃借権等のような私法上の権利を設定する等の方法によって、国立公園区域内に編入することが最も望ましいのは言うまでもないが、実際問題としてそのような方法を取ることができない場合も多いと思われる。

また、国立公園の核心である風致の保護は、公用制限の規定を設けることで足りるので、何ら私法上の権利を設定することなく、公有地や私有地を区域に含むことができる。すなわち、法第一条はこのような場合において、公有地私有地を国立公園の区域に指定することができるとの趣旨のもとに規定されたのである。

ただ、国立公園事業の執行のために、土地の占有を必要とする場合は、国有地以外の土地にあっては土地収用法により収用使用するか、又は契約によって私法上の権利を設定する必要があることはもちろんである。

この必要にかんがみ、国立公園法の制定と同時に土地収用法第二条第四号を改正し、国立公園事業のため、必要な土地を収用使用することができることとしたのである。

註 土地収用法

第二条 土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス (中略)

四 鐵道軌道、索道、専用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用悪水路、溜池、船渠、港湾、埠頭、水道、国立公園、市場、電気装置、瓦斯装置又ハ火葬場ニ関スル事業

国立公園の区域に御料地を編入することができるか否かについては、国立公園法は御料地に対して当然適用できるか否かの問題に関連している。

国立公園法はこの点に関して明文を置いていないため、一つの問題として残されている。国立公園法は公用制限の規定(第八条、第九条、第十一条)を含んでいるため、いわゆる公益のために行う財産権の制限としての法令の一つと考えられる。

また、皇室財産と国家財産とを分離することをその方針としている、わが国の憲法及び皇室典範の体系上から類推すれば、原則として御料地に対しては財産制限に関する一般国法の適用がなく、ただ皇室法において、皇室財産に法律命令の適用ありと定めている時か、又は法律命令において皇室財産に適用すべきものとの規定を置き、かつ皇室法に反対の規定がないときに限って、例外として皇室財産への適用がなされると解すべきである。

ところが国立公園法においては、これを御料地に適用する旨の規定を欠いており、かつ皇室財産令第二十二条の規定の反対解釈から考えて、国立公園法は御料地には当然には適用されないと解するのが妥当である。

しかしながら、御料地の管理者の同意を得て、御料地に対して本法適用の効果を発生させることはもとより妨げられない。例えば狩猟法、鉱業法は、従来宮内省当局の同意のもとにこれを御料地に適用している。実際問題としても、内務当局は御料地を国立公園の区域に編入し、国立公園法を適用する方針を定め、宮内省当局の同意を得ている。

註 皇室財産令

第二十条 民法第一編乃至第三編商法及付属法令並ニ公益ノ為ニスル財産ノ収用徴發又ハ制限ニ関スル法令ハ皇室典範及本令其ノ他皇室令ニ別段ノ定メナキトキニ限り皇族ニ之ヲ適用ス但シ前条ニ掲ゲタル皇族ハ此限ニ在ラズ

第三節 国立公園委員会の性質

国立公園委員会の制度を創設した理由は、国立公園の指定、国立公園計画及び国立公園事業の決定のように、重要とされる関連事項については、関係するところが極めて広範であり、利害が影響するところも重大であることにかんがみ、広くその関係官庁の官吏や学識経験者を網羅する権威ある委員会の意見を聴いて慎重に決定することが適当と考えたからである。

国立公園委員会は、法律上の諮問機関である。国立公園法に定める特定の場合に、委員会の意見を聴くことは法律上の要件であるが、委員会は主務大臣の諮問に応じて調査審議し、意見を申し述べるのみである。

委員会は、国家的意思を決定する議決機関ではなく、いわゆる諮問機関であり、したがって法律上、主務大臣は必ずしも委員会の意見に拘束されるわけではない。

ただ實際上、この委員会の構成を権威あるものとし、十分にその意見を尊重することは、事柄の性質上最も重要

であり、国会における本法案討議に際しても、政府は何度もその趣旨を表明している。なお、委員会の組織及び権限については法第十二条により、勅命で定めるとされているので、その条で説明することとする。

第四節 国立公園の選定

法第一条により、具体的に区域を定めて国立公園の指定に先立ち、その前提として国立公園の箇所を選定、すなわち、どのような風景地を国立公園に選定すべきかを検討することは、国立公園法の施行の上で第一に処理すべき案件であるとともに、最も重要な案件である。

したがって、その業務にあたるものは、その処理には極めて慎重な態度を維持すべきであり、万一にも公正を欠くような党争の渦中に陥り、国立公園行政の前途に暗い影を落とすことがないようにしなければならない。

これまで内務省において、土地の分布及び優秀なる自然の素質等を斟酌し、全国を調査して、国立公園の候補地として下記の16か所を選定した。

公園の区域、土地所有関係、地貌及び風致の特徴、土地の保健的素質、施設及び利用状況並びに地方公共団体の計画及び経済事業関係等国立公園の基礎的調査を実施した結果、国立公園を選定するときは、まずこの16か所から選択すべきと判断した。

- 一、富士山を中心とする地域
- 二、日光を中心とする地域
- 三、上高地を中心とする地域
- 四、白馬山を中心とする地域
- 五、立山を中心とする地域
- 六、磐梯山を中心とする地域
- 七、十和田湖を中心とする地域
- 八、大沼を中心とする地域
- 九、登別を中心とする地域
- 十、阿寒湖を中心とする地域
- 十一、大台ヶ原を中心とする地域
- 十二、小豆島及屋島を中心とする地域
- 十三、伯耆大山を中心とする地域
- 十四、温泉岳を中心とする地域
- 十五、阿蘇山を中心とする地域
- 十六、霧島山を中心とする地域

そもそも、国立公園の改廃は簡単に行われるべきものではない。国立公園の箇所選択については一定の基準に照らして厳選し、努めてその濫設を戒め、国立公園の品位を保持し、国家永遠の大計を誤らないようにすることはもちろんである。

しかし、少なくとも国立公園としての条件を備えている箇所については、例え国の財政その他の都合により、直ちに公園施設の充実に着手できない事情があっても、今選定することは適當かつ必要である。

国立公園の指定は、まずは公用制限の運用によって風景の保護に努めることが可能になり、保護利用に関する施設計画を樹立して、官民が行う将来像を示すことができる。国が直接公園施設の整備を行うことができなくても、地方公共団体や私人が行うことができるからである。

国立公園の選定の条件は、国立公園の本質に照らして下記のようなものでなければならない。本年9月27日の国立公園調査会第3回総会において決定された国立公園選定方針もこれと変わらないものである。

第一、必要最低限の条件

わが国の風景を代表するに足りる自然の大風景地であること。

すなわち、国民の多くが興味を持ち、利用者に対して日常的には体験できないインスピレーションを与え得るような傑出した大風景であって、海外に対しても誇り得るものであり、海外の観光客を誘致する魅力を有するものであること。

この条件に適合するものとしては、一、同一形式の風景を代表してかつ傑出していること 二、原始的風景地で

あってその区域が広大であること 三、地形、地貌が雄大であるか、あるいは風景が変化に富んで美しいこと 等が考えられる。

第二、相対的条件

必要最低限の条件を備えている地域であって、次のような条件をより多く備えているものを選定することを妥当とする。次の条件は条件として優先されるべき価値が高いものから列举したものである。

一、自然的素質が保健的であって、多人数の利用に適するものであること

すなわち、空気、日光、気候、土地、水などの自然資源が人々の保健休養に適し、多人数の登山、探勝、運動、散策、釣魚、温泉浴、野営、宿泊等の利用に適していること

二、天然記念物、史跡、神社仏閣等人々の教化の上で興味深い物件が豊富であること

すなわち、地質、植物、動物、気象等の自然物または自然現象に関して稀有な種類又は珍しい現象に富んでいて、史跡、神社仏閣、伝説等人々の教化の上で興味深い資料に恵まれていること

三、土地所有関係が公園の管理に有利であること

すなわち、区域内の土地は国有地、公有地、御料地、社寺有地等を主とし、私有地を包含する場合はなるべく土地所有者が国立公園に対して理解をもっており、無償で地上権や賃借権のような私法上の権利を提供するなど、公園管理上の便益が多いこと

四、位置が公衆の利用上有利であること

すなわち、交通便利でかつ全国的分布からみて適当であること

五、水力発電、林業、牧畜、水産、鉱業等の各種産業と風致保護のあつれきが生じないこと

六、既設の公園的施設が国立公園計画上有効に利用できると同時に、将来の開発が容易で、国立公園事業の執行上、コスト面において有利であること

第二章 国立公園計画及び国立公園事業の意義

第二条 本法ニ於テ国立公園計画ト称スルハ国立公園ノ保護又ハ利用ニ関スル統制及施設ノ計画ヲ謂ヒ国立公園事業ト称スルハ国立公園計画ニ基キ執行スベキ事業ニシテ道路、広場、園地、運動場、野営場、宿舎其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニ関スルモノヲ謂フ

国立公園計画及び国立公園事業は、一定の法律上の効果を発生し、国立公園において極めて重要な意義を持っているので、本条にその定義を明かにすることとした。

第一節 国立公園計画の意義

国立公園計画とは、国立公園の保護または利用に関する規制又は施設の計画である。計画であるから程度の差はあっても机上の設計であって、現実に行われる事業を意味しない。しかしながら、国立公園に関する規制や施設はすべてこの公園計画を基準として実施される。

国立公園の保護とは風致維持、動植物の保護、自然物の保護その他公園の資源を維持することを言い、国立公園の利用とは公園の公共性の発揮のことである。

前者は公園の静的観察に立脚するものであり、後者は公園の動的観察に立脚するものであって、両者ともに公園の保全に関するものである。

保護または利用に関する規制計画とは、特別地域の指定、各種の制限に関する地域地区の指定、キャンプ場の指定、森林における禁伐や択伐、施業方法の指定など、国立公園の保護利用のために実施する各般の規制に関する計画のことである。

保護または利用に関する施設の計画とは、国立公園の保護維持に関する施設又は利用促進に関する計画であるが、主として国立公園事業に関し、下記にその主たるものと考えられるものを挙げる。

国立公園の保護に関する施設

防風施設、防火施設、砂防施設、植林、病虫害駆除施設

国立公園の利用に関する施設

イ、交通施設

道路、自動車道、広場、園地、橋、埠頭、栈橋、路傍施設、乗合自動車、航空機又は船舶にかかる運輸施設
ロ、宿泊施設

野営場(キャンプ場)、山小屋、旅館、食堂、売店

ハ、保健衛生施設

水道、下水道、溝渠、汚物処分施設、運動場、水泳場、公衆浴場、釣魚場及び養殖場、医療救急施設、有害動物及び昆虫の駆除施設

ニ、通信施設

電信、電話

ホ、教化施設

博物館、動物園、植物園及び水族館

第二節 国立公園事業の意義

国立公園事業とは、国立公園計画に基づいて執行すべき事業であり、道路、広場、園地、運動場、野営場、宿舍その他政令によって指定する施設に関するものをいう。国立公園計画の中の規制に関する計画に基づくものは公園事業ではない。そして国立公園事業というからには国立公園計画とは異なり、国立公園計画の具体的実現性を有する段階に至ったものをいうのである。言い換えれば、施設に関する計画の執行方法や執行の費用、執行者などが具体的に決まる状態にあることが必要である。

国立公園事業は国立公園計画に基づいて執行すべき事業である。国立公園計画に基づかずに行われるものは国立公園事業ではなく、一般事業として第八条又は第九条の制限に従って規制を受けるべきものである。

国立公園事業は一定の施設に関する事業に限られる。すなわち、本法に明示するものと政令で指定するものをいう。限定列举主義を採用したのは、事業の執行について一定の法律上の効果を発生するため、これを明確にする必要があるからである。また、事業の内容として施設の設置及び管理経営を含むことは当然である。

国立公園法において明示した道路、広場、園地、運動場、野営場、宿舍のほか、どのような種類の施設を公園事業施設とするかについては同法施行規則第二条に規定するところであるが、およそ次のようなものである。第1号は交通施設、第2号は保健施設、第3号は教化施設に関するものであり、第4号第5号はともに保護施設に関するもので、積極的なものと消極的なものの違いがあるだけである。

- 一、自動車、車庫、自動車道その他自動車に関する運輸施設、航空機、格納庫、飛行場その他航空機に関する運輸施設、船舶、埠頭、栈橋その他船舶に関する運輸施設及び橋梁
- 二、水道、下水道、汚物処分施設、医療救急施設、公衆浴場、水泳場及び釣魚場
- 三、博物館、植物園、動物園及び水族館
- 四、造林施設及び養魚施設
- 五、砂防施設及び防火施設

第三章 国立公園計画及び国立公園事業の決定

第三条 国立公園計画及国立公園事業ハ国立公園委員会ノ意見ヲ聴キ主務大臣之ヲ決定ス

本条は、国立公園計画及び国立公園事業がどのように決定されるか、つまりその決定方法を規定したものであって、その決定にあたり手続きを慎重にするため、国立公園の指定と同様、国立公園委員会の意見を聴くことを必要としたのである。

第一節 国立公園計画及び国立公園事業の決定の方法

国立公園区域内において、どのような施設が整備されるにしても、これを自由に行わせるならば、せつかくの大自然の風致は破壊されてしまう。また、利用者のための施設であっても、それぞれの思うままに乱雑に施設を整備してしまえば、利用の効果も十分に発揮することができず、むしろ公園の機能を阻害してしまう可能性がある。

そうならないよう、国自らが国立公園関連施設の全般的な規制監督を行い、一定の目的のために国立公園計画及び

国立公園事業を決定して、国立公園政策の基本方針を確立し、国立公園の管理経営上の原則を決定する必要がある。

本条はこの必要性に対応し、この点に関する国家意思を決定する権限を、最高行政官庁である内務大臣に付与し、国立公園計画及び国立公園事業は、内務大臣が決定するものであることを明らかにした。

国立公園計画及び国立公園事業は上記のように重要であり、内務大臣が国立公園委員会の意見を傾聴して決定する手続きを要するとしたことは、内務大臣が事業を決定するにあたって、委員会の意見を諮問してこれを傾聴し、参考にするという意味で、それは決してその意見や議決に際して主務大臣が拘束されるという意味ではない。

この点において、都市計画及び都市計画事業を主務大臣が決定するにあたり、都市計画委員会の議決を経る必要があるとしていることとは、その趣が異なる。

註 都市計画法第三条 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画委員会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

なお、内務大臣は、国立公園計画及び国立公園事業を決定したときは、官報をもって告示することを要する。これを変更したときも同様である(施行令第3条)。

そもそも、この官報をもって告示することは、行政官庁が国家意思の決定を表示する場合の一般的公示方法であって、広く官民の準拠すべきところを公示する必要から出ているのである。

国立公園計画は、広範な区域を有する国立公園に関する大計画であるから、必ずしも一時に全部の計画を決定することは困難であり、またその必要もないので、必要に応じて順次の一つずつ決定して差し支えない。

また、決定した国立公園計画は、一時に国立公園事業として実行するのは事実上不可能である。計画全部を一度に国立公園事業として決定することを妨げるものではないが、同様に計画は計画として定め置き、必要が生じた場合に依って個々に公園事業として決定するのもよい。おおむね後者の方法に従って、国立公園計画中急を要するものから、順次国立公園事業とすることの方が実際には容易かと思われる。

国立公園事業は国立公園計画に基づく保護利用の施設に関する事業である。これらの事業については、国立公園法の他に個々の事業法規が存在するものがある。

例えば自動車運輸事業については自動車交通事業法、水道については水道条例、下水道については下水道法などがある。しかしながら、国立公園法とこれらの法規とは独自の立場をもって定められているので、これらの施設事業については並行して適用させるべきものである。

第二節 国立公園計画及び国立公園事業の決定の効果

国立公園計画の決定の効果を挙げれば次のようなものである。

- 一、国立公園計画は国立公園の保護、又は利用に関する規制及び施設整備の計画であり、国立公園事業はこの国立公園計画に基づき執行すべき施設に関する事業であるから、国立公園の保護、又は利用に関する施設を国立公園事業として遂行するためには、まず施設計画を国立公園計画として決定する必要がある。
- 二、国立公園の特別地域は国立公園の核心ともいべき景勝の地域であって、国立公園の風致維持のための特に強力な規制を行う必要がある地域である。特別地域に指定するためには、まずは国立公園計画としてこれを決定しなければならない。
- 三、国立公園の特別地域内において一定の行為を行おうとするものは、内務大臣の許可を受けることが必要であり、また、内務大臣はその区域内において一定の行為を禁止、もしくは制限し、又は必要な措置を命ずることができるが、この二つの公用制限の発動は、必ず国立公園計画の定める趣旨精神を基準として行われなければならない。
- 四、国立公園計画に定められた施設に関する限り、その事業を經營しようとするものは、その事業計画上、これに関して測量その他実地調査等を行う必要がある場合は、そのために地方長官の許可を受けて他人の土地に立ち入り、標識を設置し又は障害物を除去することができる。

次に、国立公園事業の決定の効果を上げれば次のようなものである。

- 一、国立公園事業として決定された施設は、国が自ら經營するほか、これを地方公共団体に經營させることができる。また、私人に特許して經營させることもできる。そして經營特許を得た私人会社または個人は、国立公園関係法令に基づき種々の権利義務を享有することになる。場合によっては国庫補助を受けることもできる。これに対して、国立公園事業とならない事業を經營しようとするものは、これらの権利義務がないだけでなく、法第八

条、第九条の公用制限に服さなければならない。したがって、法第八条列举の行為を行う場合は、逐一内務大臣の許可を受けなければならない。

二、国立公園事業に関して実地調査のため、地方長官の許可を得て、他人の土地に立ち入り、標識を設置し、障害物を除去することができるのは、国立公園計画に関する場合と同じである。

三、国立公園事業を私人に特許した場合であっても、その事業のために必要な土地は、土地収用法によって収用することができる。この公用徴収権は、国立公園法制定と同時に、土地収用法の改正を行い特に追加したもので、国立公園事業の経営者にとっては重要かつ有益な権利であるといえる。

第四章 国立公園事業の執行者

第四条 国立公園事業ハ行政官庁之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共団体ヲシテ国立公園事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

本条は、前条によって決定された個々の国立公園事業は、誰がこれを執行する権利義務を有するのかを規定したものである。

第一項においては、国立公園事業は国家事業として国自ら執行すべきであるとの原則を明らかにし、第二項においては特別の理由があるときは公共団体に執行を命じることができるとし、第三項においては国立公園事業であつて私人の事業として実施することも可能であり、またこれをよしとするときには、一般国家事業の特許と同様、特許によりこれを執行させることができるとの趣旨を示している。

つまり、国立公園事業の執行者は、国、公共団体、私人の三者である。国立公園の完成は、単に国家の力のみでこれを行おうとするのは、到底、国家の財政が許さないことにかんがみ、本法においては国家のほか公共団体、私人の三者の適切な協力によって国立公園の完成を期待することを明らかにしている。

世間で国立公園運動を行っている中には、往々にして国立公園事業は専ら国が独力で施設経営すると早合点するものがあるが、この法律の意義が明らかではなかったことから生じた誤りである。

第一節 行政官庁が執行者である場合

法第四条第一項は、行政官庁が国立公事業の執行者であることを明らかにしたが、これは国立公園事業を国家事業とするという趣旨である。法第三条において国立公園事業の決定権を国家に留保したほか、本条において国立公園事業の執行は本来の国家機関である行政官庁の執行するものとしたのは、その事業を国家事業としたという趣旨である。

本条にいう行政官庁とは、本来の国家機関の総称である。したがって、各省大臣であるか、地方官庁であるか、また、普通官庁であるか特別官庁であるかを問わず、国立公園事業を執行することができる。

しかし実際上は、国立公園の主務大臣である内務大臣及びその監督下にある地方行政官、すなわち北海道長官府県地方長官において、公園事業を執行する事例が大部分を占めることはもちろんである。個々の国立公園事業について、どの行政官庁がこれを行うべきかは行政内部の問題であり、主務大臣である内務大臣と事業を行おうとする行政官庁との協議により決定されるべきである。

また行政官庁の事業執行の方法についても、内務大臣との協議により決定されることが必要である。施行令第十三条はこの趣旨を規定したものであつて、国家が国立公園事業の統制を行う上で、当然の事柄である。

第二節 公共団体が執行者である場合

国立公園事業は国家事業として行政官庁が行うことを原則としているが、内務大臣が特別の理由があると認めるときは、公共団体に命じて執行させることができる。

国立公園事業の執行によって、公共団体が著しく利益を受ける場合、又は公共団体において国立公園事業の執行を希望する場合について、国家の統制のもとに公共団体に執行させることにしても問題はなく、却って国立公園施設の充実のためには有利であると考えられるからである。

公共団体に、国立公園事業を執行させる場合の法律上の性質について付け加えれば、この場合は一般国家事務の委任と同様、委任事務の性質を有するものである。つまり国立公園事業の執行を命じられた公共団体はその委任に基づき、その事業を公共団体自らの事業として執行するものであり、この場合においては、府県地方長官又は市町村長は公共団体の執行機関として活動するのであって、国家の行政官庁として活動するのではない。この点において、都市計画法や道路法と法律上の建前を異にしている。

都市計画法や道路法においては、国家事務たる都市計画事業や道路事業の執行は国家機関たる行政庁である府県地方長官や市町村長に行わせ、公共団体にはただその費用負担の義務を負わせるという建前をとっている。

註 都市計画法

第五条 都市計画事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政庁之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ニ非ザル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第六条 都市計画事業執行ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ国、公共団体ヲ統括スル行政庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政庁に非ル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

都市計画法施行令

第一条 都市計画事業ハ都市計画法第二条ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ統括スル行政庁之ヲ執行ス

道路法

第十条 国道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス(以下省略)

第十一条 府県道ハ左ノ路線ニシテ府県内ノモノニ就キ府県地方長官之ヲ認定ス(以下省略)

第十三条 市道ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四条 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十七条 国道ハ府県地方長官、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ国道及府県道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第二十条 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ為スヘシ(以下省略)

第三十三条 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル国道其ノ他主務大臣ノ指定スル国道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ国庫ノ負担トス(以下省略)

前二規定スルモノヲ除ク外道路ニ関スル費用ハ管理者タル行政庁ノ統括スル公共団体ノ負担トス(以下省略)

本条にいう公共団体とは、法理上は地方団体(道府県、市町村等)、公共組合(水利組合、耕地整理組合等)、及び営造物法人(神社)をいうべきであるが、実際問題としては公共組合及び営造物法人に国立公園事業の執行を命ずることを想定できないので、公共団体とは地方公共団体をさすものと解してよい。

また、法第四条第二項の特別の事由とは、国立公園事業の執行により公共団体が利益を受ける場合、公共団体自ら国立公園事業の執行を希望する場合等をいう。

また国立公園事業の一部とは、数多い国立公園事業の中のある特定の国立公園事業を指すものであり、個々の事業そのものの一部を意味するのではない。

なお、公共団体に国立公園事業を執行させる場合は、国立公園事業の統制を期するためその工事設計の細目を監督する必要がある場合、内務大臣は工事設計について工事施行の認可を受けさせることができる。また、その執行によって生じた施設の管理方法の設定及び変更は、遅滞なく内務大臣に届け出ることを必要とし、それが不適当であるときは、内務大臣は管理方法の変更を命ずることができる。(施行令第十二条又は第十五条)

第三節 行政官庁又は公共団体でないものが執行者である場合

国立公園事業の中には、その事業の種類により必ずしも国又は公共団体においてこれを執行する必要がなく、むしろ国の統制のもとで私人に行わせることが有利である場合がある。

例えば運輸施設や宿泊施設などはほとんどこれに属し、民営として十分採算をとることが可能な場合が多い。本法はそのような場合において私人が内務大臣の特許を受けて、国立公園事業を執行することができるようにした。

国立公園事業の特許は、一般企業の特許と同じく国家事業経営の公法上の権利を設定付与する行政処分であり、営業の許可又は公企業の代行とはその性質を異にする。特許を受けられるのは、行政官庁でも公共団体でもないもので、したがって自然人であると私法人(営利法人及び公益法人)であることを問わない。また、個人であるか組合であるかを問わない。ただ実際上は、会社である場合が最も多いと考えられる。

そして会社である場合には、アメリカの国立公園における国立公園会社の経営を、わが国の国立公園政策上、大いに参考にしなくてはならない。

特許を受けたものは、国立公園事業を執行する公法上の権利を獲得するとともに、これを執行するべき公法上の義務を課されることとなる。

殊にこの公法上の義務は、国家が国立公園事業の統制を行う上で最も重要な意義がある。本法は国立公園事業の特許に関して、勅令にその内容規定を委任したが、その(委任勅令たる施行令に規定された)事項の主なもの、およびおおよそ下記の通りである。

一、特許を受けようとするものは左の書類及び図面を添付して内務大臣に申請すること(施行令第一条)

- 1 事業計画書
- 2 一般平面図
- 3 建設経費概算書
- 4 経営収支概算書
- 5 その他内務大臣が必要と認めた必要図書

一、特許に国立公園計画上その他公益上必要な条件を付することができること(施行令第二条)

一、特許を受けたものの義務

- 1 指定期間内に施設の供用を開始すること(施行令第三条)
- 2 内務大臣が命じたときは工事設計書、工事設計図及び工事費予算書を添付して指定期間内に工事施工の認可を申請すべきこと(施行令第四条)
- 3 指定期間内に工事に着手し竣工すること(施行令第四条)
- 4 特許又は工事施行認可を受けた事項を変更しようとするときは内務大臣の認可を受けること(施行令第五条)
- 5 事業の全部又は一部の休止又は廃止、事業を営む法人の解散並びに特許によって生じる権利義務の譲渡又は承継は内務大臣の許可を受けること(施行令第六条及び第七条)
- 6 施設の管理方法の設定又は変更を届け出ること(施行令第十五条)

一、特許を受けたものに対する内務大臣の監督権

- 1 必要な場合に施設の管理方法の変更を命じること(施行令第十五条)
- 2 事業の状況に関して検査を行い、報告させ、その他監督上必要な事項を命じることができること(施行令第八条)
- 3 法令又は法令に基づきなされた処分又は特許、許可、認可に付した条件に違反しその他公益を害する行為を行ったときは特許の全部または一部を取り消すことができること(施行令第十条)

一、特許の失効

- 1 下の各号において特許は当該範囲についてその効力を失う
 - イ 特許を受けたものが会社の発起人であるとき、施設の供用開始期間内(工事施行の認可を申請すべき場合にあってはその認可申請期間内)に会社設立の登記を行わなかったとき
 - ロ 工事施行の認可申請期間内にその認可を申請しなかったとき
 - ハ 工事施行の認可申請に対して不認可の処分があったとき
 - ニ 事業の全部または一部に廃止の許可を得たとき
 - ホ 事業を営む法人が解散したとき
 - ヘ 内務大臣が特許の全部または一部を取り消したとき
- 2 特許の失効の場合は内務大臣は原状回復その他必要な措置を命じることができること(施行令第十一条)

第五章 国立公園事業の費用

第五条 国立公園事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ国库、公共団体ヲシテ之ヲ執行セシムル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

行政官庁国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ公共団体ヲシテ負担セシムルコトヲ得

行政官庁ニ非ザル者国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ国庫ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

本条は、国立公園事業の執行に関する費用についての規定である。すなわち、第一条においては法第四条各項の国立公園事業の執行者の規定に照らして、それぞれその費用負担を規定し、第二項においては国が国立公園事業を執行する場合に、公共団体に対し費用分担を命じることができる旨を規定し、第三項においては、公共団体又は私人が国立公園事業を執行する場合の国庫補助を規定したのである。

第一節 国立公園事業の費用負担者

国立公園事業の執行に要する費用の負担者は、下の三者に分かれる。

- 一、国がその執行者である場合は国庫
- 二、公共団体がその執行者である場合はその公共団体
- 三、私人がその執行者である場合はその私人

国立公園事業は、国家事業として国が執行することを原則とする以上、その執行に要する費用を国庫が負担するのは当然である。また国立公園事業によって、地方が大いに利益を受けるような場合には、その公共団体にその負担において事業を執行させることは合理的である。

そして、特許を受けて国立公園事業を行おうとするものが、自らその費用を負担するのはその性質上当然である。第一項は当然のことでありこれらの費用負担にかかる原則を、さらに明確化したに過ぎない。

公共団体が国立公園事業の執行を命じられた場合、その費用を予算に計上していなかった際には、法令によって負担する費用を予算に計上していないものであるから市町村に対しては市制第六十三条第一項、町村制百四十三条第一項により、監督官庁である道府県地方長官は強制予算権を行使し、道府県に対しては、府県制第八十三条第三項により、監督官庁である内務大臣は原案執行の指揮をとることができる。

しかし、実際問題として通常の場合において、地元利益のある施設は地元公共団体が進んでその経営を希望するもので、内務大臣はその希望に沿って事業執行を命じるものであり、その事業執行を強制することは想定しにくい。

註 市制

第六十三条 市ニ於テ法令ニヨリ負担シ又ハ当該官庁ノ職権ニ依リ命スル費用ヲ予算ニ載セサルトキハ府県地方長官ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ予算ニ加フルコトヲ得

(以下省略)

町村制

第四十三条 町村ニ於テ法令ニヨリ負担シ又ハ当該官庁ノ職権ニ依リ命スル費用ヲ予算ニ載セサルトキハ府県地方長官ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ予算ニ加フルコトヲ得

(以下省略)

府県制

第八十三条 府県会又ハ府県参事会ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ府県地方長官ハ其ノ意見ニ依リ又ハ内務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府県地方長官ハ之ヲ再議ニ付セスシテ直ニ内務大臣ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ為シタル府県会又ハ府県参事会ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ府県地方長官ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

府県会又ハ府県参事会ノ議決収支ニ関シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前二項ノ例ニ依リ左ニ掲グル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ収入ニツキ亦同ジ

- 一 法令ニ依リ負担スル費用、当該官庁ノ職権ニ依リ命スル費用其ノ他ノ府県ノ義務ニ属スル費用
- 二 非常ノ災害ニ因ル応急又ハ復旧ノ施設ノ為ニ要スル費用、伝染病予防ノ為ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

第二節 公共団体の費用分担

国が国立公園事業を執行する場合、国がその費用を負担すべきなのは当然で、原則としてこの分担を公共団体に課すべきではない。

しかしながら、その事業で公共団体が大きな利益を得るような場合、国が直接その執行者となってその公共団体

に執行を命じなかった場合は、例外的に執行に要した費用の一部をその公共団体に分担を課すことに対して、それを不当だとは言い難い。これが費用分担を認めた理由である。

したがって、その費用分担をさせ得る場合は、内務大臣が特別な事由を認める時に限定される。このとき、特別な事由とは次のようなものである。

- 1 国の執行する事業が公共団体の利益に関するものである場合
- 2 公共団体に執行を命じる事業ではあるが、その施設が行政境界にかかり、別々にこれを執行させることが困難であるという理由で国が執行する場合

次に、この費用分担を課することができる額には限度がある。つまり、この負担を課することができるのは、事業執行に要する費用の一部であって全部ではない。そこでその「一部」の程度が問題となるが、法律上には規定がないので、主務大臣において事業執行の難易度、費用の多寡により適切な額を決める必要がある。

通常の場合、内務省令をもって規定することが適当である。また公共団体がこの費用分担の予算を計上していないときは、いわゆる当該官庁の職権によって命じる費用を予算計上しないのであるから、市町村に対しては市制第百六十三条第一項、町村制第百四十三条第一項によって、府県地方長官は強制予算権を発動して道府県に対しては府県制第八十三条第三項により内務大臣は原案執行の指揮を行うことができるのは、公共団体が国立公園事業の執行を命じられた時にその費用を予算計上していなかったときと同様である。

第三節 国庫補助

第三項の規定は、国立公園の施設に関する事業は大体において規模が大きくまた多額の費用を要するので、行政官庁でない者、すなわち公共団体及び私人が執行する場合には、国庫からその費用の一部を補助して負担を軽減し、国立公園事業の完成充実を促進する旨から定められた。そして補助額はその費用の一部であり、程度や割合については法律に定めがないため、主務大臣がその事業の難易度や費用の多寡を勘案し、適切に決定する必要がある。

前項の費用分担と同様、通常の場合には内務省令をもって規定することが適当であろう。

第六章 国立公園の施設の管理

第六条 国立公園事業ノ執行ニ依リ生ジタル施設ハ其ノ事業ヲ執行シタル者之ヲ管理ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共団体ヲ指定シテ行政官庁ノ執行スル国立公園事業ニ依リ生ジタル施設ノ管理ヲ為サシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ管理者ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セズ第一項及第二項ノ規定ニ依ル管理ノ費用ハ行政官庁之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

本条は、国立公園事業の執行によって生じた施設の管理すなわち管理者(第一項から第三項)及び管理の費用負担(第四項)に関する規定である。

第一節 国立公園の施設の管理者

国立公園の施設、すなわち国立公園事業の執行によって生じた施設は、事業執行者がこれを管理することを原則とする。

すなわち、行政官庁が事業執行を行った場合にはその行政官庁、公共団体が内務大臣の命によりその事業を執行したときにはその公共団体、私人が特許によってその事業を行った場合にはその私人がその施設の管理者となる。

国立公園の施設について執行者管理の原則を用いたのは、それが最も理にかなっていると認めたからである。行政官庁または私人が事業執行者である場合、その行政官庁又は私人が事業によって生じた施設を自ら管理することは当然である。

さらに公共団体に国立公園事業の執行を命じた場合でも、法第四条第二項の規定は、公共団体の事業として執行させる法の趣旨からみて、その執行によって生じた施設をその公共団体の管理下に置くことは理に適っている。

また行政官庁が国立公園事業を執行したことによって生じた施設は、その行政官庁が管理するのが当然であるが、次のような特別な理由があるときは、その施設を公共団体に管理させることも不当とは言えない。本条第二項

は、その場合に内務大臣が公共団体を指定の上管理させることを可能にした。そしてその場合は、公共団体は占用料使用料を徴収して、自己の収入とすることができる。

- 1 国が執行した事業施設により公共団体が永く利益を受ける場合
- 2 公共団体が管理を希望する場合
- 3 国が管理するよりも地元公共団体が管理する方が公衆の利用の観点から適当である場合

本条第三項は、国立公園事業により生じた施設について、他の法律がその管理者を定めている場合には、必ずしもこの法律の規定を優先させる必要はなく、むしろ他の法律の運用に委ねるとの趣旨であり、第二項によって公共団体に管理を命じないようにする趣旨である。

例えば、府県又は町村が国立公園事業として道路を建設した場合、第一項の規定に従えば、この道路の管理者は、これを建設した府県又は町村であるべきだといえるが、一度道路法により府県道又は町村道と認定されれば、その管理者は道路法の規定上、当然国の行政官庁である府県地方長官又は町村長であり、府県又は町村ではない。

このように、他の法律によって管理者が当然に定まる場合には、施設の管理者が誰なのかはその法律の規定に従い、またそのような場合、行政官庁の執行によって生じた施設の管理を公共団体に命じることも可能とする趣旨である。

この場合において、本条第一項第二項の規定の適用を排除することとしたのは、管理者の重複が行政の混乱を招くであろうことを避けるためである。ただ、ここで注意すべき点は、本条第三項の適用がある施設は、国立公園の施設とは異なるという意味ではない。本条第三項の適用がある施設でも国立公園の施設であることに変更はなく、その管理については道路法だけでなく、国立公園法の規制管理下に置かれている。

註 道路法

第十条 国道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス(以下省略)

第十一条 府県道ハ左ノ路線ニシテ府県内ノモノニ就キ府県地方長官之ヲ認定ス(以下省略)

第十三条 市道ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四条 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十七条 国道ハ府県地方長官、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ国道及府県道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第二節 国立公園の施設の管理費の負担者

国立公園の施設の管理の費用は、本条第一項及び第二項の規定に照らしそれぞれその管理者がこれを負担することとした。すなわち、行政官庁が管理する場合には国庫、公共団体が管理する場合には公共団体、私人の管理する場合には私人に負担させることであり、特に説明を要しない。

したがって、第二項の規定によって管理を命ぜられた公共団体は、自らの負担で施設を管理することになる。国立公園施設の管理者である行政官庁又は公共団体は、その管理権に基づき、施設利用者に対して公法上の占用料又は使用料の徴収が可能であることは法第七条が明定している。また私人は、その管理施設の利用者から、利用契約による私法上の利用料を収受することに関しては何の支障もない。施設の管理者は、負担する管理費用の一部分をこれによってある程度補うことができる。

第三節 国立公園の施設の管理に関する統制

公共団体又は私人が国立公園の施設を管理する場合、その管理権の行使は管理者の自由にゆだねることなく、国立公園の統制監督のもとにおかなくてはならない。

国立公園の施設が公園の保護利用上必要な施設である以上、その維持方法、経営方法、占用又は使用の方法、占用料又は使用料の料金額、いわゆる施設の管理方法の適否は、国立公園の施設としての機能を発揮させる上で極めて重要であり、国立公園の主務大臣は、この点において相当の管理統制を必要とする。

この趣旨に基づき、国立公園の施設を管理する公共団体や私人に対して、個々の場合における特許条件又は命令条件として、必要な監督事項を課すことができるのはもちろん、一般的管理規定として施行令第十五条に基づき当該公共団体又は私人は、その施設の管理方法を定めて内務大臣に届け出る必要があり、内務大臣はそれが不適当であるときは変更を命じることができる。

第四節 国立公園の管理と国立公園内の国有地の管理

国立公園の施設の管理は、国立公園の管理とはその意味が異なっている。国立公園の管理とは、公物又は営造物としての国立公園の管理を意味する。言い換えれば、国立公園の保護利用の統制、監視維持、土地物件を公共用または公用に供用すること等を包含する、公園の総括的・統括的管理を意味する。

この国立公園の管理をだれが行うのかについては、法律に特別の規定を置いていない以上、国立公園事務の所管大臣である内務大臣の管理のもとに属することは当然であり、特に内務大臣以外の者に管理させるという特別規定を置く必要もない。国立公園法はこの趣旨に基づき、国立公園の管理を誰が行うのか規定を置かなかった。内務大臣は、国立公園に関する事務を行うにあたり、その事務が増大することに伴い、中央に担当局課を整備する必要がある、また国立公園を管理するためには管理機関として、各公園毎にその監督下に相当規模の管理署を置く必要がある。

国立公園の施設の管理は、国立公園区域内の国有地の管理とはその意味が異なり、国有財産としての土地の管理を意味する。

この意味においての国有地の管理は、国立公園設定前においては国有財産法に基づき、その財産種別ごと、それぞれに管理大臣を異にする。すなわち公共用財産又は公用財産は各省大臣、営林財産は農林大臣、雑種財産は原則として大蔵大臣が管理する。しかしながら、国立公園設置後はその統括上、その国有地のある部分について内務大臣の管理に移行することが必要なのは当然である。

すなわち、施行令第十四条はこの趣旨をもって特定の国有地は内務大臣に管理を移すべきことを明文化したものであり、その範囲を以下のように定めている。

- 1 国有林野中、国立公園の施設の敷地及びその付属地を包含する集団施設地区、並びに国立公園事業上必要な自動車道路の敷地
- 2 不要存置国有林野に属する土地にして国立公園計画上重要なもの、ただし部分林、保管林、委託林、予約開墾地及び長期貸付地を除く
- 3 前二号に掲げるもののほか、雑種財産たる土地、ただし所管大臣において管理を必要とする特別の理由があるものを除く
- 4 営林財産及び雑種財産を除くほか、国立公園計画上重要な土地にして内務大臣の管理に属させることが適当であるもの

第七章 占用料又は使用料

第七条行政官庁ハ公共団体ノ管理スル国立公園ノ施設ニ就キ占用又ハ使用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者ハ占用料又ハ使用料ヲ徴収スルコトヲ得但シ前条第三項ノ規定ノ適用アル場合ヲ除ク

前項ノ規定ニ依ル行政官庁ノ徴収金ハ国税徴収法ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特権ノ順位ハ国税二次グモノトス

本条は、国立公園施設として行政官庁又は公共団体が管理するものは、その公共的性質にかんがみ、その専用又は使用について、公法上の占用料又は使用料を徴収する機能と手段を認めたものである。

第一節 占用料又は使用料の性質

国立公園の施設を一般公衆の利用に供する場合において、その管理者である行政官庁、公共団体又は私人が、施設利用者から享受する利益の程度を標準とし、利用に対して報償の支払いを求めることは、管理権に基づいた当然の効果である。この施設の利用に対する報償は、いわゆる占用料又は使用料である。

この場合における占用料又は使用料が、公法上のものなのか、または私法上のものなのかについては、特に公法上の権力関係における占用料又は使用料とする趣旨の規程を特別に設けているか否かによって判断される必要がある。

管理者が行政官庁又は公共団体である場合には私人とは異なり、占用又は使用は公法上の権力関係として規定し、公法上の占用料又は使用料として強制徴収の方法を定め、徴収を簡易迅速に行い得ることは、その管理者が行政官庁又は公共団体である本来の立場から考えても適当である。

これに対し、管理者が私人である場合は、たとえ国立公園の施設であってもその経営は私人の事業と変わらず、施設の占有又は使用は私法上の契約関係であって、占有料又は使用料は私法上の利用契約に基づく利用の対価と解し、したがってその占有料又は使用料は、私法上の債務不履行であるから、民事訴訟にて解決すべきものである。

このような私人施設の占有料又は使用料を、公法上の占有料又は使用料として国税徴収の例にならって強制徴収することは、法律の常識上許されない。本条は特に行政官庁又は公共団体が管理者である場合に限り、その施設の占有又は使用を許可する際、占有料又は使用料を徴収できると定め、その許可や徴収は、公法上の占有料又は使用料にあたる旨を明らかにした。

そうである以上、その徴収方法も公法上の手段によらなければならない。行政官庁の場合は国税徴収法の例により、公共団体の場合は府県制市制又は町村制の例により、いずれの場合も、滞納者に対しては同様に国税滞納処分をもって強制徴収ができる。

次に、本条第一項但し書きについて付け加えておくが、国立公園事業の執行によって生じた施設でも、国立公園法以外の法律の適用によってその管理者が定まる場合には、その施設の占有料又は使用料の徴収に関するところも、該当する法律の規定に基づくのが当然であるため、本条の適用は除外するという趣旨である。

例えば、国立公園事業の執行によって生じた国立公園道路を道路法による道路と認定した場合において、道路管理者は道路法の規定によって定まり、占有又は使用、占有料又は使用料の徴収に関しても、道路法の規定に準拠するとの趣旨である。

註 道路法

第二十八条 管理者ハ交通ヲ妨ゲザル限度ニ於テ道路ノ占有ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得(中略)

管理者ハ道路ノ占有ニ付占有料ヲ徴収スルコトヲ得(以下省略)

第四十四条 道路ノ占有料其ノ他道路ヨリ生スル収益ハ管理者タル行政庁ノ統括スル公共団体ノ収入トス

本条にいう国立公園の施設とは、国立公園の執行によって生じた施設はもちろん、国立公園の公用又は公共用に供せられる施設は、すべて含まれると理解するべきである。

この場合、何が国立公園の公用又は公共用に供せられている施設にあたるのかは、主務大臣の認定を待たなければならない。

また、占有又は使用は実際のところ取引上の名称に過ぎないが、本条においては占有を移転するか否かによって両者を区別したのである。すなわち占有とは、施設の占有を移転し、独占的支配をする場合であり、使用とは施設の占有を移転せず、その使用をさせるという場合である。例えば道路に電柱を立てる場合などは道路の占有であり、運動競技のため、運動場に入場するような場合は、運動場の使用である。

本条は国立公園の施設の占有又は使用に関する規定であるが、国立公園の区域内の国有地の占有又は使用については、一般国有地と同じく国有財産法第四条の規定の運用によって私法関係として整理される。

このように、国立公園の施設と国有地とでその取り扱いを異にする整理を行ったのは、国有地では、その占有又は使用はごくまれにしか生じないのに対し、国立公園の施設の占有又は使用は、その性質上日常的に頻繁に行われるだけでなく、その施設の公共性を有することにかんがみ、これを公法的に簡易迅速に処理するためである。

註 国有財産法

第四条 国有財産ハ雑種財産ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ之ニ私権ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ収益ヲ為サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第二節 占有料又は使用料の徴収方法

国立公園の施設の管理者である行政官庁又は公共団体が、その施設の利用者から公法上の占有料や使用料を徴収できることは前節において説明したが、これを公法上の占有料や使用料とする以上、その徴収方法も、公法上の方法に則る必要がある。

行政官庁が、国立公園施設の占有料や使用料を徴収する場合は、本条第二項においてその徴収方法及び先取特権順位を規定し、国の一般徴収金の立法例の国税徴収法にならった強制徴収を可能とした。したがって、その滞納者に対しては財産差し押さえ並びに公売処分の方法によって、滞納処分までも行うことができる。

また、先取特権の順位は国税に次ぐものとした。時効に関しては国税と同じく特別規定を設けていないので、会計法第三十二条の一般規定により時効期間は五年である。

次に、公共団体が徴収する占有料や使用料に関しては、本条第一項においてその徴収権を認めたのみで、徴収方

法に関しては何ら規定を置かなかったが、公共団体のこの種の徴収金に関しては、公共団体内中その強制徴収方法を定めた一般規定があるため、行政官庁の場合と異なり、本法において同様の規定を置く必要性が無いためである。

公共団体が管理する施設の占有料や使用料は、府県制第百十六条、市制第百三十一条及び町村制第百十一条で、その他の収入として、国税滞納処分の例により強制徴収が可能である。時効も国税の例により、会計法第三十二条の規定にて時効期間は五年である。先取特権順位は、府県では国の徴収金に次ぎ、市町村では府県の徴収金に次ぐこととする。

註 国税徴収法

第九条 国税ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサルモノアルトキハ収税官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ
前項ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料、滞納金ヲ徴収ス

第十条 左ノ場合ニ於テハ収税官吏ハ納税者ノ財産ヲ差押フヘシ
一納税者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手数料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ
(以下省略)

第二十四条 差押ヘタル動産、有価証券、不動産及第二十三条ノ一ニ依リ収入官吏ガ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除ク外公売ニ付ス公売ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条 物件ノ売却代金、差押ヘタル通貨及第二十三条ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手数料、延滞金滞納処分費及税金ニ充テ尚残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

第三十一条 滞納処分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納税義務及督促手数料、延滞金、滞納処分費納付ノ義務ハ消滅ス

会計法

第三十二条 金銭ノ給付ヲ目的トスル政府ノ権利ニシテ時効ニ関シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ対スル権利ニシテ金銭ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

府県制第百十六条

第二項 府県税、使用料、手数料、夫役又ハ現品ニ代フル金銭、過料其ノ他ノ府県ノ収入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

第四項 第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限マテニ完納セサルトキハ国税滞納処分ノ例ニ依リ処分スヘシ

第五項 第二項及第三項ニ規定スル府県ノ徴収金ノ先取特権ノ順位ハ国ノ徴収金ニ次クモノトス

第六項 府県ノ収入金及支払金ニ関スル時効ニ付テハ国ノ収入金及支払金ノ例ニ依ル

市制第百三十一条

第一項 市税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ収入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

第三項 前二項ノ場合ニ於テハ市条例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第四項 滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分スヘシ

第五項 第一項乃至第三項ノ徴収金ハ府県ノ徴収金ニ次テ先取特権ヲ有シ其ノ追徴、還付及時効ニ付テハ国税ノ例ニ依ル

町村制第百十一条

第一項 町村税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ収入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

第三項 前二項ノ場合ニ於テハ町村条例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第四項 滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分スヘシ

第五項 第一項乃至第三項ノ徴収金ハ府県ノ徴収金ニ次テ先取特権ヲ有シ其ノ追徴、還付及時効ニ付テハ国税ノ例ニ依ル

第三節 占有料又は使用料の帰属

本条にて、占用料又は使用料の帰属に関して特に明文化しないことは、徴収権の当然の効果として、その収入は徴収権者に帰属すべきであることが当然と考えられるからである。

行政官庁が徴収する場合は、占用料や使用料は国庫の収入に帰属し、また公共団体が徴収する場合は、その公共団体の収入に帰属する。たとえ国の施設であっても、法第六条第二項の規定により公共団体が管理する場合は、その占用料や使用料は、公共団体に帰属し、国庫の収入にはならない。

以下次号につづく(第八章～第十七章)